

議員提出議案第 1 号

琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び琴浦町議
会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出する。

平成 2 9 年 1 月 1 9 日 提 出

提出者	琴浦町議会議員	藤 本 則 明
賛成者	同	新 藤 登 子
	同	青 亀 壽 宏
	同	小 椋 正 和
	同	高 塚 勝 治
	同	桑 本 賢 治

平成 2 9 年 月 日

琴浦町議会議長 手 嶋 正 巳

平成29年琴浦町条例第 号

琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成16年琴浦町
条例第42号)を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、議員報酬月額 の100分の120 に相当する額に、6月に支給する 場合においては100分の150、12月に支給す る場合においては 100分の175 を乗じて得 た額に、基準日以前6カ月以内の期間に おけるその者の在職期間の次の各号に掲 げる区分に応じ、当該各号に定める割合 を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略	(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、議員報酬月額 の100分 の120に相当する額に、6月に支給する場 合においては100分の150、12月に支給す る場合においては 100分の165 を乗じて得 た額に、基準日以前6カ月以内の期間に おけるその者の在職期間の次の各号に掲 げる区分に応じ、当該各号に定める割合 を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を次のように改正
する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、議員報酬月額 の100分	(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、議員報酬月額 の100分

<p>の120に相当する額に、6月に支給する場 合においては<u>100分の155</u>、12月に支給す る場合においては<u>100分の170</u>を乗じて得 た額に、基準日以前6カ月以内の期間に おけるその者の在職期間の次の各号に掲 げる区分に応じ、当該各号に定める割合 を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>の120に相当する額に、6月に支給する場 合においては<u>100分の150</u>、12月に支給す る場合においては<u>100分の175</u>を乗じて得 た額に、基準日以前6カ月以内の期間に おけるその者の在職期間の次の各号に掲 げる区分に応じ、当該各号に定める割合 を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、平成28年12月1日から適用する。